

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 30 年 5 月 15 日 (火) 午前 11 時 00 分
閉会日	平成 30 年 5 月 15 日 (火) 午前 11 時 20 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第7・8会議室
出席委員	委 員 長 木村さゆり 副委員長 山田かずひこ 委 員 伊藤祐司 大島令子 佐野尚人 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 中西直起 福祉部次長 中野智夫 福祉部次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 保険医療課長 斉場三枝 課長補佐 名久井洋一 国民年金係長 下菌のぞみ  <p style="text-align: right;">計 7名</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 主任 飯田純子
会議録	別紙のとおり



委員長 開会宣言  
議長 あいさつ  
市長 あいさつ

**承認第3号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 承認第3号について説明

大島委員 国保税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つで構成されており、3つ目の介護納付金分は40歳から64歳までの方に賦課される。今回の改正で、基礎課税額の課税限度額が54万円から58万円へ引き上げられるが、40歳から64歳までの方への影響は何世帯であるか。

課長補佐 介護分が課税されている世帯は、31世帯から43世帯へ増える。

大島委員 現在本市では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が19万円、介護納付金分の課税限度額が16万円である。40歳から64歳までの方で3つが重なると課税限度額が89万円から93万円になる。後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税額は市独自で決めることはできるのか。現在の課税額は法令限度額の上限であるのか。

課長補佐 国保税の課税限度額は法令で限度額が定められているため、法令限度額を超えて条例で規定することはできない。後期高齢者支援金分課税額の法令限度額は19万円、介護納付金分課税額の法令限度額は16万円と定められており、この額を超えて条例で規定することはできない。

林委員 今回の改正により、基礎課税額の課税限度額58万円を超える所得額はいくらか。

課長補佐 世帯の状況によって変わるが、例えば、65歳以上の夫婦2人世帯の場合は、1,138万円以上の世帯が対象となる。

林委員 このモデルケースの場合、妻は無所得の想定か。

課長補佐 世帯の合計所得での想定である。

林委員 他のモデルケースはあるか。

課長補佐 40代夫婦で子供2人の4人世帯の場合1,055万円以上の世帯、65歳以上の単身世帯の場合1,180万円以上の世帯が対象となる。

林委員 今回の改正により、国保税の徴収額が年間約70万円減少するとのことだが、国や県の補填、市の負担はどのようなか。

課長補佐 県の負担が4分の3、市の負担が4分の1である。軽減の対象により減額される部分については県と市の繰入金で補填する。

林委員 他の被用者保険の場合、限度額に達する所得はいくらか。

課長補佐 他の保険に関しては把握していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 今回の改正は、均等割と平等割の2割軽減及び5割軽減の対象世帯が拡大されることもあり、この点は評価したい。しかし国民健康保険税の上限額を89万円から93万円へ引き上げる改正は国の施策に従ったものである。国は高額所得者へ応分の負担を求め、国保税の税率の引き上げを抑えるための財源にすると説明している。被用者保険の場合、限度額に達するには年収1,700万円程と算出されている。国保税は、協会けんぽや組合けんぽ等の他の健康保険料に比べて元々高い。また、本市は5年かけて愛知県の標準課税額に合わせるため、毎年国保税を増税する方針である。かつて愛知県は市町村国保へ28億円程の補助を出していたが、国とともに削減してきた経緯がある。国保と被用者保険ではすでに著しい負担の不公平が生じており、国保税の上限額の引き上げにより国保の収入を増やすより、社会保障は国、県の責任であり、市の財政負担を増やし、まず格差を是正し、応分負担をしていく必要があると思ひ、反対とする。

賛成討論なし

反対討論なし

承認第3号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

承認第3号は、原案のとおり可決

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 11 時 20 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 30 年 5 月 15 日

教育福祉委員会委員長 木村さゆり